

〒1100014

東京都台東区北上野2-8-7

株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング一級建築士事務所

代表取締役 平山 光信 様

建築士事務所登録通知書

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定により、下記のとおり
登録しましたので、通知します。

令和4年9月14日

東京都指定事務所登録機関

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

会長 児玉 耕二



記

事務所名称	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング一級建築士事務所
所在地	東京都台東区北上野2-8-7
開設者氏名	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 代表取締役 平山 光信
登録番号	一級 東京都知事登録 第12702号
登録年月日	令和4年9月14日
管理建築士氏名	植松 工
管理建築士登録番号	一級 国土交通大臣登録 第229350号
登録の有効期間	令和4年9月14日から令和9年9月13日まで

(裏面に登録後の注意事項があります。)

登 録 後 の 注 意 事 項

1 登録について

登録の有効期間は5年間です。(登録があった日から5年目の登録日に対応する日の前日に満了します。登録の有効期間の末日が土曜日、日曜日等の休日であっても、同様の扱いになります。)

2 変更届の提出について(建築士法第23条の5)

(1)登録事項に変更があった場合には、14日以内に変更届を提出しなければなりません。(第1項)

(2)所属建築士に変更があった場合には、3ヶ月以内に変更届を提出しなければなりません。(第2項)

3 設計等の業務に関する報告書(業務報告書)について(建築士法第23条の6)

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出しなければなりません。

実績がない場合でも報告書の提出が必要です。

4 廃業等の届出について(建築士法第23条の7)

建築士事務所の開設者は、業務の廃止、管理建築士の退職等の廃業事由が発生した場合には30日以内に廃業等届出を提出しなければなりません。

5 登録の更新について(建築士法第23条第3項)

更新の申請は、登録期間の満了する日の2ヶ月前から30日前まで(この日が指定事務所登録機関の休日に該当する場合は、直前の営業日)に行ってください。